

おたる 11

OTARU CITY NEWSLETTER No.891

NOV. 2022
令和4年11月号



おたる 11

毎月1日発行

発行・編集/小樽市総務部広報広聴課
☎0134④4111内線223、☎0134⑦4331
✉koho@city.otaru.lg.jp

小樽市役所

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
☎0134④4111(代表)
執務時間：午前9時～午後5時20分

小樽市ホームページ

小樽市



広報番組

テレビ

○小樽フラッシュニュース(S T V)
毎週土曜日：午前10時25分

ラジオ

○小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)
月～金曜日：午前9時40分ごろ
土・日曜日：午前9時53分ごろ
○明日へ向かってスクラムトライ!(同)
第1・3月曜日：午後2時
放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)
※FMおたるホームページからも聴くことができます。

住民基本台帳人口

(令和4年9月30日現在)

人口：10万9038人
(うち外国人人口713人)
男4万9279人・女5万9759人
世帯数：6万1656世帯

防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎@9137
小樽市水道局 ☎@8111
小樽警察署 ☎@0110

当番医の診療時間

	祝日を除く 月～金曜日	祝日を除く 土曜日	日曜日、祝日 年末年始
午前7時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午前9時	かかりつけ医等	かかりつけ医等	
午後0時30分	かかりつけ医等		当番医
午後2時			
午後6時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター

当番病院は、テレホンサービス(録音による案内)☎@4618または小樽市医師会のホームページで確認できます。
○テレホンサービス案内時間
土曜日：午前7時～午後2時
日曜日、祝日：午前9時～午後6時
※医療相談は行っていません。



2



1



3

まちの写真館 スマイル



4

- 1 市民センターと小樽経済センターで第50回小樽市民大学講座を全5回開催し、10月4日は元プロ野球選手の森本稀哲さんが講演しました。選手時代に学んだことを裏話を交えながら話し、参加者からは笑いや拍手が起こっていました。
- 2 9月17日、遊び道ヨ！全員集合!!を開催しました。平均台やボール遊び、玉入れなどに参加した子どもたちからは、「もう一回やりたい!」と歓声が上がっていました。次回は11月26日開催予定です。
- 3 10月15日、保存修理工事中の旧日本郵船株式会社小樽支店の現場見学会を行い、合計55人が参加しました。竣工当時に施された工夫や築116年の歴史を感じる話などを、参加者は興味津々に聞いていました。
- 4 10月1日、運河プラザで「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」をテーマにした高校生による朗読劇の舞台稽古を行いました。参加した高校生は講師の熱い演技指導で自らを鼓舞していました(観覧申し込みは本誌19ページを参照)。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。



この秋に収穫した新そばを使った二八そば作りに挑戦する女性。「均等に力を入れて」と指導を受けながら、慣れない手つきで生地を延ばしていました。

- 02 令和3年度市職員の給与の状況などについてのお知らせ
- 04 令和3年度小樽市職員倫理条例の運用状況
- 04 食品を取り扱う業者の皆さまへ 営業届出忘れていませんか?
- 05 令和4年度予算 上半期の執行状況
- 06 今だからこそ備える

- 07 キャッシュレス決済を導入!
- 08 歯の健康は体の健康
- 09 除雪に関するお知らせ
- 10 情報パレット
- 20 まちの写真館スマイル

この広報誌は、令和4年10月18日に作成したものです。掲載しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

～地域の皆さまに感謝を込めて～

理事長就任記念 個人ローン特別金利プラン

令和4年6月20日に佐藤信明が理事長に就任いたしました 【取扱期間】令和5年3月31日(金)まで 【保証会社】しんきん保証基金

マイカー	教育	リフォーム
年1.9%	年2.0%	年2.1%

このプランは 保証料込み です! ●当金庫及び保証会社の審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
固定金利又は変動金利を選択できます。 ●上記金利は令和4年9月15日現在のものです。期間中でも金利を見直す場合がございます。

住宅ローンの仮審査申込み・返済シミュレーションについてもホームページから行うことができます。

北海道信用金庫テレホンバンク
借換OK!!
0120-865-634
(平日9:00～17:00)
http://www.shinkin.co.jp/hokkaido/

北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK

住宅ローンなどの記念
商品も取扱中!
詳しくはこちら

市職員の給与の状況など についてのお知らせ

市では、「小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や手当、勤務条件などについて公表しています。そこで3年度の状況をお知らせします。

職員数と給与の状況

職員数は、表①②のとおり、4年4月1日現在では、前年の同時期に比べ、13人の減となりました。

3年度の一般会計における職員給与費は、退職者が減少したことによる退職手当の支給減などにより、2年度と比べて約1億738万円の減額となりました。

給与（給料と職員手当を合わせたもの）は、基本的に国家公務員に準じており、平均給料月額を表③、職員手当の種類は、3ページの表④のとおりです。

特別職の給料月額など

特別職（市長・副市長・教育長）の

給料月額と、市議会議員の報酬月額は、3ページの表⑤のとおりです。

平成14年度から独自削減を実施しており、令和3年度は市長が25%、副市長が15%、教育長が10%の削減を行っています。

このほか、特別職には寒冷地手当と期末手当、市議会議員には期末手当が支給されます。3年度の期末手当の支給割合は、特別職は給料月額

勤務時間と休暇

1日の就業時間は、原則として午前8時50分から午後5時20分まで、休憩時間は午後0時15分から1時までです（病院などの交代勤務職

場を除く）。1週間の勤務時間は、38時間45分になります。また、3年度の休暇の取得状況は表⑥のとおりです。

分限処分と懲戒処分

分限処分とは、一定の事由がある場合、職員の意に反して降任、休職、免職とする処分です。3年度には、長期療養のための休職処分が21件ありました。

懲戒処分とは、職員に法令違反や職務上の義務違反、職員としてふさわしくない行為があった場合に科す処分のことです。その種類には、戒告、減給、停職、免職の処分がありますが、3年度はいずれの懲戒処分もありませんでした。

職員研修

職員の資質向上と、より良い住民サービスを提供するために、職員の研修を実施しています。実施状況は4ページ「小樽市職員倫理条例の運用状況」の②のとおりです。

人事評価

職員が発揮した能力や挙げた業績を公平に把握することで、主体的に職務を遂行できるなど高い能力を持った職員の育成を行うため、人事評価を実施しています。

平成31年4月から、課長職以上の管理職（医師を除く）は人事評価結果を給与等に反映させています。

退職管理

本市を退職し、企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけの禁止や、管理職の地位についていた職員（医師を除く）が再就職した場合の届け出を義務化する条例を施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでいます。

健康診断と公務災害

全職員を対象とする一般定期健康診断と、有害な環境での業務などに従事する職員を対象とする特殊健康診断を、それぞれ定期的に実施しています。

また、公務災害や通勤災害は、企業という労働災害に当たらないもので、3年度には公務災害30件、通勤災害3件の申請がありました。



3年度も、業務の見直しなどにより、組織の効率化を図ってきました。今後も引き続き、事務事業の見直しなどにより、支出の抑制に努めるとともに、適正な行政運営を行ってまいります。◆お問い合わせは、職員課 ☎ 411-115、☎ 1487へどうぞ。

表⑤ 特別職の給料月額と市議会議員の報酬月額

区分	給料月額	区分	報酬月額
市長	73万7250円	議長	53万4000円
副市長	67万3200円	副議長	48万2000円
教育長	60万1200円	議員	44万1000円

※市長は25%、副市長は15%、教育長は10%を削減した金額。

表⑥ 休暇の取得状況

種類	取得職員数 (A)	取得総日数 (B)	平均取得日数 (B/A)
有給休暇			
年次有給休暇	1638人	1万9851.6日	12.1日
病欠休暇	360人	3788.1日	10.5日
特別休暇※	延べ1923人	8325.0日	4.3日
無給休暇			
介護休暇	4人	122.0日	30.5日
介護時間	0人	0日	0日
組合休暇	1人	3.8日	3.8日

※婚姻、出産、服喪など特別な理由があると認められる場合の休暇。14種類ある。

表④ 職員手当の種類

手当種類	基本的な内容
管理職手当	課長職以上の管理職（医師含む）および一般医師に支給
扶養手当	扶養家族のいる職員に支給。支給月額 は、配偶者6500円、配偶者以外が1万円（例外あり）など
住居手当	借家（家賃が月1万2000円を超える場合）で、一定の計算方法による額（上限2万7000円）を支給
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、バスや自家用車などで通勤する職員に支給。支給月額は、バス市内線の1路線利用で9163円
期末・勤勉手当	6月と12月に支給。年間の支給割合は4.45カ月分（フルタイム勤務の再任用職員は2.35カ月分、短時間勤務の再任用職員は1.45カ月分）で、役職に応じた加算あり
退職手当	退職時に支給（懲戒免職処分などを除く）。基本額の支給割合は2年度と同じ
その他	地域手当（医師、札幌市内に勤務する派遣者、東京事務所職員のみ）、時間外勤務手当、寒冷地手当、特殊勤務手当など

表③ 平均給料月額（3年4月1日現在、医師と再任用職員を除く）

級	主な役職	平均給料月額	平均年齢
	平均	30万5616円	40.5歳
8	部長職	43万1840円	58.0歳
7		41万8990円	56.0歳
7		41万7233円	57.0歳
6	次長職	40万1270円	54.1歳
6	課長職	39万9000円	53.7歳
5		37万5074円	49.9歳
5		38万2277円	52.4歳
4	係長職	35万822円	47.2歳
3		28万4148円	38.2歳
4	主任・主事職	34万6520円	47.7歳
3		26万8446円	34.9歳
2		22万5409円	28.0歳
1		18万716円	22.8歳

※初任給月額は、2年度と同額。

表① 職員数、退職者数および採用者数（ ）は再任用数を再掲

3年4月1日現在	3年度中の退職者数	3年4月2日～4年4月1日の採用者数	4年4月1日現在	増減
1746人 (84人)	152人 (31人)	139人 (24人)	1733人 (77人)	▲13人 (▲7人)

表② 職員数の内訳（各年4月1日現在）

合計	内 訳					
	特別職	右記以外	病院局	消防	水道局	委員会等
3年	1746人	5人	754人	531人	251人	79人
4年	1733人	5人	749人	532人	245人	76人
増減	▲13人	0人	▲5人	1人	▲6人	▲3人

特別職…市長、副市長、公営企業管理者（水道局長）、病院事業管理者（病院局長）、教育長委員会等…議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局

一般会計

地方公共団体の基本的な会計です。特別会計・企業会計で行う事業を除く、全ての行政サービスをこの会計で経理し、福祉や教育、商工業の振興、道路の整備など、さまざまな事業を行っています。

予算額	657億7616万円
収入額	290億8672万円(44.2%)
支出額	252億3430万円(38.4%)

※()内は予算額に対する収入率と執行率。
※収入・支出の予算額は同額。

特別会計

特定の事業の状況や資金の運営実績等を明確にするため、一般会計と区分して経理を行う会計です。市では、国民健康保険や住宅事業など全部で六つの特別会計を設けています。

予算額	333億528万円
収入額	128億8677万円(38.7%)
支出額	127億4809万円(38.3%)

※()内は予算額に対する収入率と執行率。
※収入・支出の予算額は同額。

企業会計

地方公共団体は、利用者からの料金を基に一つの企業として事業を行うことができ、個別に会計を設けています。市では、病院事業・水道事業・下水道事業・産業廃棄物等処分事業・簡易水道事業の五つの会計を設けています。

◆病院事業会計

入院患者数
……5万6867人(12万4100人)
外来患者数
……10万9326人(21万3840人)

◆水道事業会計

有収水量※
……545万5000m³(1094万9000m³)

◆下水道事業会計

有収水量※
……556万1000m³(1125万m³)

◆産業廃棄物等処分事業会計

埋め立て処分量……………1万1845ト(3万6500ト)
【内訳】 がれき類など……………5314ト(9100ト)
廃プラスチック類など………2870ト(5200ト)
土砂……………3661ト(2万2200ト)

◆簡易水道事業会計

有収水量※……………8万9000m³(15万7000m³)

※()内は当初年間予定数(量)。

※「有収水量」とは、水道料金・下水道使用料に対する水量。

◆市税の負担状況

収入済み額……………81億3604万円
市民一人当たりの負担額……………7万4617円
一世帯当たりの負担額……………13万1959円
※市民一人当たりの負担額と一世帯当たりの負担額は、市税収入済み額をそれぞれ人口および世帯数で除した額(実負担額とは異なる)。人口および世帯数は4年9月30日現在の住民基本台帳による。

その他

◆**市有財産**……………1777億7967万円
(道路・橋・企業会計分を除く)
【内訳】 土地……………760億118万円
建物……………835億8632万円
その他……………181億9217万円
◆**市債**……………804億3986万円(長期の借入金)

上半期に行った主な取り組み

産後ケア事業費

産後1年未満の心身の不調や育児不安等がある母親に、助産師等が心身のケアや育児指導などを実施。4月から利用時の自己負担額を無償化。

エアコン整備事業費(公立保育所)

新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策のため、エアコンが未整備の公立3保育所(赤岩・手宮・最上)に換気機能付きエアコンを設置。

立地環境視察費用補助金

市内に事業拠点を持たない企業に対し、市内への本社機能の移転やサテライトオフィス等の開設検討のための視察費用の一部を補助(申請受付期間は5年2月28日まで)。

旧第3倉庫ライトアップ事業費

新たな夜の観光コンテンツを創出し、北運河エリアの回遊性を高めるため、旧北海製缶倉庫第3倉庫のライトアップを実施。

体育館照明LED化事業費(勤労青少年ホーム)

体育館の照明器具を水銀灯からLED照明に更新。

海の学び事業費

小樽と北海道の発展の源となった「海」との関わりを広く発信し、「海」に対する理解を深めることを目的に、8月27日～9月29日に図書館で、小樽と北海道の過去・現在・未来についての展示やVR体験、講演などを実施。

オタルサマーフェスティバル開催事業費補助金

7月30日・31日に開催した「オタルサマーフェス2022」で、音楽ライブやビアガーデン、ライトアップなどを実施。



令和4年度予算

上半期の執行状況

市では今年4回、予算・決算の内容やその執行状況を公表しています。今回は、令和4年度上半期(4月～9月)予算や業務の執行状況についてお知らせします(令和4年9月30日現在)。

◆詳細
線231、財政課 ☎ 231111内線 ☎ 1487へどうぞ。

令和3年度 小樽市職員倫理条例の 運用状況

小樽市職員倫理条例の規定に基づき、3年度の公益(目的)通報、不当要求行為等の受理件数と、職員研修についてお知らせします。

①公益(目的)通報および不当要求行為等

公益(目的)通報
▶職員や市民の皆さんが、公益を守るため市政運営に関する違法行為などを外部委員で構成されるコンプライアンス委員会へ通報すること

不当要求行為等
▶市が行う許認可や契約などに関して、正当な理由なく特定の個人・法人などへ有利・不利な取り扱いを要求すること
▶暴力などで要求の実現を図り、または公務の執行に支障を生じさせること

区分	受理件数	調査件数	是正件数
公益(目的)通報	1	1	0
不当要求行為等	1	1	0

②職員研修の実施状況

基本研修
▶職務に応じて必要な知識や能力を向上させるための研修(新任監督者研修、新任管理者研修など)

特別研修
▶専門的な知識や技術を向上させるための研修(法制研修、服従・給与制度研修など)

派遣研修
▶国や他の地方公共団体等へ派遣して行う研修

区分	件数	受講者数
基本研修	8(7)	233(215)
特別研修	11(0)	285(0)
派遣研修	32(2)	56(5)

※表の()内は、コンプライアンスや公務員倫理、地方公務員法に関する研修。

食品を取り扱う営業者の皆さまへ

営業届出 忘れていませんか？

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から営業届出制度が始まりました。ここではその対象や手続きなどについて改めてお知らせします。
◆詳細 保健所生活衛生課 ☎ 3118、☎ 1469

申請はオンラインで！
厚生労働省の「食品衛生申請等システム」からオンラインで手続きができます。オンライン手続きができない場合は、保健所までご相談ください。

食品衛生責任者を選任して、HACCPに沿った衛生管理を！
営業届出の対象となる営業には、調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有する方や、食品衛生責任者養成講習会※1などの講習会を受講した方などから食品衛生責任者を選任して、衛生管理計画を策定し、実施内容の記録(詳細は手引書を参照)が必要です。
※1…食品衛生責任者養成講習会は、市内で年に2回開催しているほか、eラーニングによるオンライン受講も可能です。

◎**対象となる営業**◎

- ▶**生鮮食品の販売**
(野菜果物、米穀など。包装品を含む)
- ▶**温度管理が必要な食品の販売**
(乳類、包装肉、包装魚など)
- ▶**常温で長期間保存できない食品の販売**(弁当など)
- ▶**未包装品の食品の販売**
- ▶**営業許可対象外の食品の加工、製造**

※制度改正前に営業許可を取得した乳類販売業、魚介類販売業(包装魚)、食肉販売業(包装肉)は、新たな届け出は不要ですが、食品衛生責任者の選任、衛生管理計画の策定、実施内容の記録は必要です。

食品衛生申請等システム

手引書

停電への備え

●乾電池・ポータブル電源

電力を確保するために準備しておく。乾電池は、未使用でも消耗したり、液漏れしたりするため、日常生活で使いながら補充していく「ローリングストック」がおすすめ。モバイルバッテリーは、日頃から充電しておくか、乾電池式のものを用意しておくより安心。

●懐中電灯

寝室やリビングに置く。複数用意しておく。安心。

●ポータブル石油ストーブ

停電時でも使用可能な暖房器具が必要。使用時は、一酸化炭素中毒に注意。使い捨てカイロ、毛布、防寒シートも備蓄しておく。

地震への備えと地震後の行動

●備え

○重い家具や家電製品は転倒しないよう固定する
○寝室に転倒の可能性のある家具は置かない
○窓ガラスなどに飛散防止フィルムを貼る

●揺れている間

○丈夫なテーブルの下や、物が転倒・落下してこない場所で、揺れが収まるまで様子を見る
○落下物の危険があるため屋外には飛び出さない
○屋外にいる場合は、門やブロック塀などに近寄らない

●揺れが収まった直後

○窓や戸を開けて出口を確保する
○慌てずに火の始末をし、万が一出火したときは落ちていて消火する
○転倒・落下した家具類やガラスの破片に注意する
○大規模な火災や津波警報



今だからこそ備える

北海道胆振東部地震から4年が経過しました。あの日の大規模停電は、私たちの生活に大きな影響を与え、備えることの大切さを改めて認識しました。私たちは、明日起こることがわからなくても、明日に備えることはできます。ここでは、大きな災害のない今だからこそできる備えについてお知らせします。

◆詳細 災害対策室 ☎4111内線441、FAX ☎9955

●携帯用ラジオ

災害時は、正確な情報を得ることが大切。大規模災害時には、FMおたる(76.3MHz)で市が災害関連情報を放送(パソコンやスマートフォンで聴取可)。

●カセットこんろ

電気を使わない調理器具も用意しておく。カセットボンベは複数備蓄しておく。安心。

などがあつたときは、素早く避難する

●揺れが収まった数分後

○ラジオやテレビなどから正しい情報を得る
○自宅の安全を確認後、近隣の人の安全を確認し、倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人がいたら、近隣で協力して救助・救出する
○立ち退き避難が必要なときは、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてから避難する

津波警報等の発表時に取るべき行動

●大津波警報・津波警報

状況

【大津波警報】高いところで3mを超える津波が発生。木造家屋が全壊・流出し、津波による流れに人が巻き込まれる。

【津波警報】高いところで1mを超える津波が発生。標高の低いところでは浸水被害が発生し、津波による流れに人が巻き込まれる。

行動 沿岸部や川沿いにとら、高い場所へ直ちに避難する。近くに高い場所がない場合は頑丈な鉄筋の建物の最上階へ避難する。

●津波注意報

状況 高いところで20cmを超える津波が発生。海の中では速い流れに人が巻き込まれ、停泊している小型船舶が転覆する。

行動 海の中にいたら、直ちに海から上がって海岸から離れる。



キャッシュレス決済を導入!

戸籍住民課や市民税課、各サービスセンター、総合博物館の窓口で、手数料や入館料などの支払いにキャッシュレス決済を利用できるようになりました。

◆詳細 デジタル推進室 ☎4111内線471、FAX ☎9955

▶利用できる窓口・対象となる手数料など

窓口	主な手数料
戸籍住民課 (市役所別館1階)	●住民票の写し ●印鑑登録証明 などの証明手数料
市民税課 (市役所別館2階)	●所得証明書 ●固定資産評価証明書 などの証明手数料
駅前・銭函・塩谷 サービスセンター	●住民票の写し ●印鑑登録証明 ●所得証明書 などの証明手数料
総合博物館 (本館・運河館) ※11月4日(金)から。	●入館料

▶利用できる決済方法

クレジットカード/デビット/プリペイド



電子マネー



コード決済



●PayPay
●d払い
●楽天ペイ
登録手続き中のため、現在利用できません。利用開始時期は市ホームページでお知らせします。



歯の健康は体の健康

全身の健康は「お口」から

歯を失う原因として最も多い「歯周病」は、口の中だけに留まらず、全身の健康に影響を及ぼすことがわかっていきます。残っている歯の数が19本以下の人は、20本以上のの人に比べて、1年間の医療費が約2倍になるという調査結果から、「お口の健康」を維持することは、全身の健康を維持するだけでなく、医療費の削減につながるといえます。

歯周病は、歯周病菌による感染症で、顎の骨が溶け、歯が抜けてしまう病気です。10

令和4年6月、政府の骨太方針に、年代を問わず歯科健診を誰でも受けられる「国民皆歯科健診」制度の検討について初めて明記されました。そこで今回は、歯周病が招く病気や、「還暦の歯科健診」についてお知らせします。

「歯と歯の間に食べ物が挟まりやすくなった」、「歯茎が出血しやすくなった」という方は、歯周病の初期段階かもしれません。この段階で歯科健診を受けることで、歯を失わずに済むかもしれません。

「歯と歯の間に食べ物が挟まりやすくなった」、「歯茎が出血しやすくなった」という方は、歯周病の初期段階かもしれません。この段階で歯科健診を受けることで、歯を失わずに済むかもしれません。

歯と歯茎の隙間から歯周病菌が入り込み、歯周病菌に侵された血液が全身に行き渡ることによって、さまざまな病気を引き起こします(下の図を参照)。市では、60歳の方を対象に「還暦の歯科健診」を実施します(左の囲みを参照)。歯科健診は、全身の健康を維持するための土台となるものです。早期発見・早期治療により、健康寿命を延ばしましょう。

◆お問い合わせは、保健所健康増進課 ☎23110、FAX2469へどうぞ。

歯周病の怖さ
侮るなかれ
歯茎の出血

歯と歯茎の隙間から歯周病菌が入り込み、歯周病菌に侵された血液が全身に行き渡ることによって、さまざまな病気を引き起こします(下の図を参照)。

還暦の歯科健診 無料

(厚生労働省歯科健康診査事業)

期間	11月1日(火)~12月24日(土)	
対象者	昭和36年12月25日~37年12月24日に生まれた方(対象者には10月下旬に受診案内を送付しました)	
当日の持ち物	受診案内に同封している受診券と被保険者証	
申し込み	次の歯科医院で予約(「還暦の歯科健診」と伝える)	

歯科医院	所在地	電話番号
あかり歯科オフィス	住吉町	☎26860
朝里インター歯科	新光1	☎54618
えびぬま歯科医院	稲穂3	☎30787
エルム桂岡歯科	銭函1	☎45051
小樽すこやか歯科	若松1	☎6188
かおる歯科	オタモイ1	☎51711
かず歯科	新光1	☎51824
かとう歯科医院	錦町	☎38348
熊澤歯科・上浦歯科クリニック	稲穂2	☎45111
坂田歯科医院	富岡1	☎27770
佐藤歯科	若松2	☎2636
サンモール歯科	稲穂1	☎34118
渋谷歯科矯正歯科医院	花園4	☎30105
たかむら歯科医院	桜1	☎52525
原田歯科医院	緑1	☎25668
兵藤歯科医院	入船2	☎30172
平井歯科医院	稲穂2	☎24646
本間歯科医院	稲穂4	☎33100
マリン歯科	稲穂3	☎30222

- 脳梗塞・認知症**
歯周病は、脳の血管を狭め、脳梗塞のリスクを高めます。認知症の原因物質がたまりやすくなることもあります
- 糖尿病**
歯周病は、糖尿病の合併症の一つです。歯周病を治すことで、糖尿病も改善することがわかっています
- 肺炎**
つばにも歯周病菌が潜んでいます。むせたときに、つばが肺に入ると誤嚥性肺炎になることもあります
- 動脈硬化・狭心症・心筋梗塞**
歯周病菌が血管を狭め、動脈硬化や心筋梗塞のリスクを高めます。さらに、心臓に付くと心内膜炎を引き起こし、命にかかわることもあります
- 骨粗しょう症**
歯周病で作られる炎症物質が骨の密度を低下させます

除雪に関するお知らせ

除雪対策本部を11月1日に開設し、建設事業室(花園5)に本部事務局を設置しました。ここでは、除雪懇談会や福祉除雪関連事業などについてお知らせします。



4年度の除雪体制などについて説明します。

とき	対象(町会等の地区)
11月10日(休)	午前10時 手宮、高島、塩谷、蘭島
	午後2時 銭函、張碓、春香、桂岡
11月14日(月)	午前10時 稲穂、山の手、花園、色内、浜小樽、松ヶ枝、入船、長橋の一部(葵ヶ丘、旭山)
	午後2時 長橋(葵ヶ丘、旭山を除く)、幸、オタモイ、新道
11月15日(火)	午前10時 東小樽
	午後2時 朝里
11月16日(水)	午前10時 奥沢、南小樽

※会場は、消防庁舎6階講堂です。
※都合により変更となる場合があります。
※例年11月下旬に開催していた除排雪計画説明会は実施しない予定です。
◆詳細 除雪対策本部事務局(建設事業室維持課) ☎4111内線7578、FAX4469



除雪ボランティア

12月~5年3月の期間に「福祉除雪」を利用する方の除雪を行うボランティア(個人またはグループ)を募集します。
◆詳細・申し込み 社会福祉協議会 ☎7847、FAX5641

砂まきボランティア

滑り止め材の散布や保管、砂箱周辺の除雪や清掃、融雪時期の砂などの回収を行うボランティアを募集しています。
※一度登録した方も再度申し込みが必要です。
◆詳細・申し込み 除雪対策本部事務局(建設事業室維持課) ☎4111内線7578、FAX4469



- ①福祉除雪サービス**
家の玄関先から公道までの幅1m程度の生活路と生活の安全確保に必要な箇所(通気口や窓ガラス等)の除雪をひと冬に3回まで行います。
- ②屋根雪下ろし助成**
申請者が現在住んでいる住宅の屋根の雪下ろしに要した費用を1世帯につき、ひと冬1万円を上限(1万円に満たない場合は実費を限度)に助成します。
※賃貸住宅や店舗、車庫、物置等の雪下ろしは対象外です。
※ボランティアや親族への謝礼は対象外です。
- ③置き雪除雪**
市道の除雪路線に面している世帯に対し、市の道路除雪後に発生する間口の置き雪を約1mの幅で除雪します。

①~③の対象・申し込み・詳細

▶対象 下の(1)~(4)の条件を満たし、①~⑥のいずれかに該当する世帯

(1)4年度の市民税所得割が非課税	①高齢者(おおむね65歳以上)のみの世帯
(2)自力での除排雪が困難	②高齢者と児童のみの世帯
(3)近くに援助してくれる親類や知人がいない	③ひとり親世帯
(4)敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置を設置していない	④身体障害者(1~4級)のみの世帯
	⑤高齢者と身体障害者のみの世帯
	⑥身体障害者と児童のみの世帯

▶申し込み ①②は5年2月28日(木)まで、③は5年1月31日(木)までに地区の民生児童委員または社会福祉協議会へ

◆詳細 ①②社会福祉協議会 ☎7847、FAX5641、③申請手続きについては福祉総合相談室 ☎4111内線301、FAX6915、除雪作業については除雪対策本部事務局(建設事業室維持課) ☎4111内線7578、FAX4469